

## 特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)役員選挙規程

2003年6月20日制定

2003年11月4日施行

2004年6月7日改正

### 第1章 総則

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)(以下「本会」という。)定款第14条に定める役員を選任について定める。

第2条 総会において選任する役員候補者は、正会員の選挙により選出する。

第3条 選挙を実施するときは、選挙管理委員会を設け、選挙管理ならびに選挙に関する事務を行なう。ただし、これに関する庶務は事務局の協力のもとに行う。

第4条 選挙管理委員会は次の事務を行なう。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者または団体(以下「立候補者」という。)の届出受理または辞退および受理締切日の公示
- (3) 立候補者の受付と発表
- (4) 開票立会人の指名
- (5) 選挙運動の管理と違反行為の判定
- (6) 選挙結果の確認と発表
- (7) その他必要な事項

第5条 選挙管理委員は、通常総会において選出され、任期は2年間とする。

第6条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。

### 第2章 選挙権および被選挙権

(選挙権)

第7条 本会の正会員は、1票の役員選挙権を有する。

(被選挙権)

第8条 本会の正会員は役員選挙権を有する。

### 第3章 立候補

第9条 理事への立候補には、正会員のうち個人の場合、5名の推薦人を必要とする。

第10条 理事に立候補する者は、選挙管理委員会の求める期日までに、立候補届出用紙に所要事項を記載し、選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、正会員のうち個人の場合は、立候補者推薦人の署名捺印文書を添えることとする。

第11条 正会員のうち団体の立候補者は団体の長でなければならない。

第12条 同一の立候補者推薦人は3人までの立候補者を推薦することができる。

第13条 監事への立候補には、推薦人を必要としない。

#### **第4章 選挙運動**

第14条 立候補者および会員は、選挙運動の過程で本会の名誉を傷つけたり、本会および職務上の地位を利用してはならない。外部からの干渉により不当な結果が生じたと認められるときは、選挙管理委員会はその結果を無効とすることができる。

#### **第5章 投票ならびに開票**

第15条 投票は、選挙管理委員会が公示した方法により無記名で行なう。

第16条 役員は次のとおり選出する。

- (1) 理事 正会員のうち個人より12名以上15名以内、団体より4名以上5名以内
- (2) 監事 2名

第17条 開票は速やかに選挙管理委員会が行なう。

第18条 有効投票および無効投票の判定は、立会人の意見を聞き、選挙管理委員会が行なう。

第19条 次の各号の一に該当する投票は、すべて無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 必要以上のことを記載したもの
- (3) 記載の確認ができないもの

#### **第6章 当選者の決定ならびに次点者の繰上げ**

第20条 当選は、有効投票数の多数を得た者より順次決定する。ただし、得票数が同数のときは、選挙管理委員会が抽選で決定する。

第21条 当選確定後、90日以内に欠員が生じた場合は、次点者を繰上げ当選する。ただし、該当者のいない場合、選挙管理委員会は補欠選挙を行なうことができる。

第22条 前条による補欠選挙については別に定める。

第23条 選挙管理委員会は、選挙の結果を会員に発表しなければならない。

#### **第7章 補 則 本規程の細則および改廃**

第24条 本規程の細則は別に定める。

第25条 本規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則 本規程は、この法人の成立の日から施行する。

附則2 本規程は、2004年6月7日から施行する。

## 特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)役員選挙管理規程

2003年6月20日制定

2003年11月4日施行

2004年6月7日改正

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)(以下「本会」という。)役員選挙規程第3条に基づき、本会役員選挙制度が会員の自由な意思表示によって適正に行なわれることを確保し、もって本会の民主的な活動の遂行を期することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 本規程は、本会役員選挙に適用する。

#### (選挙事務の管理)

第3条 本規程における選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

#### (選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会は、委員3名をもって組織し、全委員の出席をもって成立する。
- (2) 委員は本会役員以外で、被選挙権を有する者の中から、通常総会の決議に基づき会長が委嘱する。
- (3) 前項と同様の手続きにより、会長は3名の予備委員を委嘱し、委員が心身の故障その他の事由により欠けた場合にその職務に当たる。なお、その順番は委員および予備委員の互選により決定する。
- (4) 選挙管理委員は役員に立候補できない。
- (5) 選挙管理委員は立候補者の推薦人になれない。
- (6) 委員の任期は委嘱された年度の通常総会より2年とする。
- (7) 委員長は委員の互選により選出する。
- (8) 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

### 第2章 選挙人名簿

第5条 選挙人名簿は、選挙公示日において前年度の会費を完納した正会員をもって、選挙管理委員会が記載作成する。ただし、新入会員については、選挙公示日の前日までに当該年度の会費を完納した会員であることとする。

### 第3章 選挙期日および公示日

(選挙期日)

第6条 任期満了による役員選挙は、役員任期の終了する日の40日前から前日までの間に行なう。

(公示日)

第7条 選挙の期日は、選挙期日の少なくとも15日前に公示しなければならない。

### 第4章 立候補の届出

第8条 本会の役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会の求める期日までに、文書で同委員会まで届け出なければならない。

### 第5章 投票

(選挙方法)

第9条 選挙は郵送による直接投票で行なう。

(投票の方法)

第10条 選挙人は、選挙管理委員会が交付した投票用紙に予め印刷された、理事立候補者、監事立候補者の氏名または団体名の欄に、投票しようとする個人の立候補者14名以内、団体の立候補者5名以内に○印を記入して、定められた期日までに選挙管理委員会宛に到着するよう郵送する。

- 2 本規程第12条に定める信任投票に当たっては、全候補者の氏名または団体名の欄に、不信任の場合は×印を記入して、定められた期日までに選挙管理委員会宛に到着するよう郵送する。

(投票用紙の交付)

第11条 投票用紙は、公示期間中に選挙管理委員会から会員に郵送されなければならない。

(信任投票)

第12条 立候補者の員数が定員の上限を超えず、かつ、定員の最少員数以上であるときは、当該立候補者につき無記名投票により信任投票を行なう。

(投票の秘密の保持)

第13条 何人も、会員の投票した立候補者の氏名または団体名を陳述する義務はない。

### 第6章 開票

(立会人)

第14条 選挙管理委員会は、開票立会人を本会役員以外の会員の中から2名指名しなければならない。

(開票の際の投票の効力の決定)

第15条 投票の効力は、開票立会人の意見を聞き選挙管理委員会が決定する。その決定は次条に反しない限り、その投票した会員の意思が明白であれば有効とする。

(無効投票)

第16条 本会役員選挙規程第19条各号の他に、次を無効とする。

- (1) 投票用紙の候補者の氏名または団体名の欄に、○印または×印以外を記入したもの
- (2) 投票用紙に候補者以外の氏名または団体名等を記載したもの

## **第7章 当選者**

(当選者)

第17条 本会役員選挙規程第6章を準用する。ただし、信任投票にあつては、有効投票の過半数の信任をもって当選者とする。

## **第8章 補 則**

第18条 本規程の細則は別に定める。

第19条 本規程の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則 本規程は、この法人の成立の日から施行する。

附則2 本規程は、2004年6月7日から施行する。